

杉戸町運送事業者物価高騰対応支援金 申請要領

申請期間：令和 7 年 7 月 1 8 日（金）～令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）

【申請方法】

郵送（当日消印有効）又は電子申請

※直接持参も可

【提出先】

《郵送の場合》

杉戸町清地 2-9-29

杉戸町役場 産業振興課 商工観光担当 行

※料金不足の場合は受け取り出来ませんので、発送前に必ず送料を確認してください。

※必ず、封筒の裏面に差出人の住所及び企業名、担当者名を記載してください。

※レターパックなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※申請期間前の受付（郵送含む）はできません。

《電子申請の場合》

※杉戸町電子申請・届出サービスから申請してください。

※申請書兼請求書（様式第 1 号）のほか、必要書類をアップロードしてください。

《直接持参の場合》

杉戸町役場 本庁舎 1 階 産業振興課 商工観光担当

（月曜日から金曜日 8：30～17：15）※祝日を除く

杉戸町産業振興課

杉戸町運送事業者物価高騰対応支援金 申請要領

1. 目的と概要

燃油価格高騰の影響を受けている町内の貨物自動車運送事業者に対して、その影響を緩和するため、支援金を交付します。

2. 申請期間

令和7年7月18日（金）～令和7年10月31日（金）（当日消印有効）

※不足書類がある場合、受付できません。

※申請期間外の受付はできません。

3. 対象者

次の条件をすべて満たす事業者が対象となります。

- （１）令和7年4月1日時点において「貨物自動車運送事業法」に規定されている事業の許可を受けている、又は届出を行っている貨物自動車運送事業者であること。
- （２）個人事業主については、申請時において、杉戸町内に事業所又は事務所を有していること。
- （３）中小企業・小規模事業者については、申請時において、杉戸町内に本社、本店もしくは事業所を有していること。
- （４）町税に滞納がないこと。
- （５）支援金の申請日において廃業しておらず、今後も事業を継続する意思があること。
- （６）以下のいずれにも該当しないこと。
 - ・暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者、代表者又は役員が暴力団員等となっている事業者
 - ・政治団体
 - ・宗教上の組織又は団体
 - ・その他本支援金の趣旨、目的に照らして適当でないと認められる個人事業主又は中小企業・小規模事業者

4. 交付額

50,000円（1事業者につき、1回限り）

5. 申請書類

以下の書類を揃えて、申請してください。また、申請にあたっては『提出書類チェックリスト』をご活用いただき、遺漏のないよう申請してください。

(1) 提出書類チェックリスト

提出書類がすべて揃っていないと受付することができません。

(2) 「杉戸町運送事業者物価高騰対応支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）」町公式ホームページよりダウンロードしてご使用ください。

申請者及び振込口座の名義は、同一にしてください。（※「記入例」参照）

※ゆうちょ銀行の場合、「店番3桁の数字」、「口座番号」を記入。

（※「ゆうちょ銀行 参考資料」を参照）

(3) 一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る国土交通大臣への届出もしくは変更等届出書の写し。

(4) 本社、本店もしくは事業所又は事務所が町内に所在していることが確認できる書類

①個人事業主

・「直近の確定申告書 B 第一表」の写し

※e-Tax による申告の場合は「受信通知」もあわせてご提出ください。

②中小企業・小規模事業者

・「履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）」、「許認可書」などの写し

(5) 「杉戸町運送事業者物価高騰対応支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）」に記入した振込指定口座の通帳の写し

・通帳の表紙及び通帳を開いた1・2ページ目

※申請書類は返却しません。また、必要に応じて追加の書類提出や申請内容の確認、説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、不交付決定をさせていただくことがあります。

6. 申請方法及び提出先

【申請方法】

郵送（当日消印有効）又は電子申請

※直接持参も可

【提出先】

《郵送の場合》

以下の住所あて、送付してください。

345-8502 杉戸町清地 2-9-29

杉戸町役場 産業振興課 商工観光担当 行

※料金不足の場合は受け取り出来ませんので、発送前に必ず送料を確認してください。

※必ず、封筒の裏面に差出人の住所及び事業所名・氏名を記載してください。

※レターパックなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※申請期間前の受付（郵送含む）はできません。

《電子申請の場合》

杉戸町電子申請・届出サービスから申請してください。

※申請書兼請求書（様式第1号）のほか、必要書類をアップロードしてください。

《直接持参の場合》

杉戸町役場 本庁舎1階 産業振興課 商工観光担当

（月曜日から金曜日 8：30～17：15）※祝日を除く

7. 申請から支援金交付までの流れ

（1）申請

必要書類（『提出書類チェックリスト』をご参照ください。）を期間内に郵送（当日消印有効）、直接持参、電子、いずれかの方法で申請してください。



(2) 申請書類審査

不足書類や不備等がないものから、申請の受付を行います。受付後、町で書類審査を行います。記載内容に不明な点等があった場合は、電話等にて確認させていただきます。



(3) 支援金交付

交付が決定された方には、ご指定の口座へ振込手続きを行います。併せて、「杉戸町運送事業者物価高騰対応支援金交付決定通知書」を送付します。また、不交付となった方には、「杉戸町運送事業者物価高騰対応支援金不交付決定通知書」を送付します。

8. 注意事項

- (1) 本支援金を受け取った後に、交付対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金交付相当額を返還していただきます。
- (2) 不足書類があると受付ができませんので、再提出までの期間に終了する可能性があります。『提出書類チェックリスト』で確認をお願いします。
- (3) 本支援金の交付を受ける権利は、譲渡したり、担保に供したりすることはできません。
- (4) ご記入いただいた個人情報は、本事業に関すること以外には使用しません。
- (5) 詐欺や悪質商法にはご注意ください、不明な点があればお問合せください。

9. Q&A(よくある質問)

(1) 対象者について

Q1: 杉戸町外に本社があり、事業所が杉戸町内にある場合、支援金の対象になるか。

A1: 対象となります。

Q2: 杉戸町内に本社があり、事業所が杉戸町外にある場合、支援金の対象になるか。

A2: 対象となります。

Q3：杉戸町内に事業所が複数あるが、事業所ごとに申請してよいか。

A3：町内に事業所が複数ある場合も1か所の申請となります。

いずれかの事業所が代表で申請してください。

（2）申請手続等について

Q4：埼玉県や他の自治体の運送事業者支援金や燃料費補助金も申請または、受給しているが、本支援金の対象となるか。

A4：対象となります。

Q5：支援金の交付までには、どれくらいの期間がかかるのか。また、交付決定通知書」はどのように届くのか。

A5：申請書類に不備等がなければ、受付後、概ね2か月程要すると考えております。（申請が同時期に集中した場合等はこの限りではありません）

なお、不足書類があると受付ができませんので、再提出までの期間に受付終了する可能性があります。『提出書類チェックリスト』で確認をお願いします。交付が決定しましたら、申請者の所在地あて郵送にて送付することを予定しています。

Q6：申請後、交付が決定しない場合、どのように連絡がくるのか。

A6：「杉戸町運送事業者物価高騰対応支援金不交付決定通知書」を申請者の所在地あて郵送にて送付することを予定しています。

Q7：「杉戸町運送事業者物価高騰対応支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）」を送ってほしい。

A7：町公式ホームページからダウンロードしていただきますようお願いします。

（3）その他、本支援金全般について

Q8：郵送で申請する場合、受領確認の連絡はくるのか。

A8：受領確認の連絡は行いませんので、必要とされる場合は、レターパックなど、ご自身で追跡できる方法で郵送してください。

**Q9：本要領中に、関連する法令などがたくさん記載されていて分かりにくい。
しっかり読んだ方がよいのか。**

A9：申請に必要な書類は、要領に記載のとおりです。また、申請後の流れについても要領中の記載をご確認ください。

要領をよくお読みいただき、ご理解いただいたうえで申請いただくことを推奨いたします。

Q10：報告や是正の措置等、申請後の町側の対応について、どのようなものを想定しているのか。

A10：提出いただいた申請書類を基に、担当者が分からないことを伺い、必要に応じて訂正いただくことがあります。

また、国の交付金を活用した事業であることから、国の求めに応じて話を伺うことなどが想定されます。

Q11：「交付決定通知書」はあるが、「交付確定通知書」はないのか。

A11：できる限り、早期に支援金を事業者様へ入金するため、「交付確定通知書」をご用意しておりません。

Q12：本支援金について、「実績報告書」の提出は必要なのか。

A12：支援金のため、補助金のような「実績報告書」の提出は求めていませんが、決定通知書にアンケートを同封しますので、ご協力ください。

※ 交付が決定した場合は、本事業の効果検証のため、決定通知書にアンケートを同封させていただきますので、回答に御協力いただきますようお願いいたします。

問 合 せ 先
産業振興課 0480-33-1111（内線309・310） （月曜日～金曜日 8：30～17：15）※祝日を除く